

平成28年4月25日（月）から先着順で申請受付

1. 目的

空き家の利活用の促進を図るため、「福祉活動」及び「住み替え」といった本市が進める施策において空き家を活用する場合に、そのリフォーム費用の一部を補助します。

2. 対象となる空き家活用用途

福祉活動活用タイプ

- ① **地域交流活動（地域の茶の間）**
だれもが気軽に集まり交流することできる場所として、支えあう地域づくりの推進をはかるための活用
- ② **高齢者向け共同居住住宅（シェアハウスなど）**
一人暮らし高齢者等の共同生活の場所として、家庭的な環境及び地域住民等の交流の機会を創出するための活用
- ③ **共同生活援助（障がい者グループホーム）**
グループホームとして障がい者が地域で居住するための活用

詳しくは・・・

福祉総務課
025-226-1173
新潟市役所本庁舎分館2階

高齢者支援課
025-226-1290
新潟市役所本庁舎分館3階

障がい福祉課
025-226-1237
新潟市役所本庁舎分館2階

住み替え活用タイプ

- ④ **子育て世帯向け住宅**
中学生以下の子ども又は妊娠している者がいる世帯が住み替えるための活用
- 高齢者等世帯向け住宅**
交付申請時に60歳以上の高齢者世帯が住み替えるための活用
- 障がい者世帯向け住宅**
身体障害者手帳1～4級または療育手帳Aを持つ者がいる世帯が住み替えるための活用
- 一般世帯向け住宅**
一般の世帯が住み替えるための活用
- マンション居住世帯向け住宅**
マンションに住み替えるための活用

住環境政策課
025-226-2815
新潟市役所本庁舎分館5階

※対象となる要件の詳細は、各用途別概要及び本事業の要綱及び要領を必ずご確認ください。

3. 補助率・補助上限額等

活用タイプ・用途	補助率	補助上限額	予定件数
福祉活動活用タイプ			
地域交流活動（地域の茶の間）	1 / 2	100万円	4
高齢者向け共同居住住宅 （シェアハウスなど）	1 / 2	100万円	1
共同生活援助 （障がい者グループホーム）	1 / 2	100万円	3
住み替え活用タイプ			
子育て世帯向け住宅	1 / 2	50万円	30
高齢者等世帯向け住宅	1 / 2	50万円	3
障がい者世帯向け住宅	1 / 2	50万円	1
一般世帯向け住宅	1 / 2	30万円	12
マンション居住世帯向け住宅	1 / 2	30万円	9
（住み替え活用タイプ共通） 多世代同居世帯、親子近居世帯、多子世帯の場合は、補助上限額がプラス10万円となります。			
（全タイプ共通）耐震改修を併せて行う場合、補助上限額がプラス100万円となります。			

4. 申請上の注意点（各タイプ・用途で共通）

- ・補助金の交付決定を受ける前に着手した工事は対象となりません。
- ・工事後の実績報告書は平成29年3月15日（水）までに提出してください。
- ・本補助金の交付は補助額・補助を受けた用途にかかわらず、1つの建物につき1回となります。
- ・承認を受けた事業計画の内容又は交付決定を受けた補助事業の内容を変更する際は、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
（ただし、要綱に規定する軽微な変更の場合を除く）
- ・必要に応じて現地調査を行うことがあります。
- ・必要に応じてアンケート、調査その他の協力を求めることがあります。
- ・申請者は、本補助金の交付を受けた事業および事業計画について、市ホームページ、パンフレットその他媒体により下記の情報の公開について了解するものとします。
（住み替え活用タイプの事業を除く）
 - （1）補助事業者の名称（事業者が個人の場合を除く）
 - （2）工事の概要（工事内容・概算工事費・図面・写真等）
 - （3）事業計画の概要

※活用タイプ・用途ごとの要件の詳細については、用途別概要、本事業の要綱及び要領を必ずご確認ください。

5. お問い合わせ

制度の概要・申請手続きについての問い合わせは

新潟市 建築部 住環境政策課

新潟市中央区学校町通1-602-1

新潟市役所 本庁舎 分館5階

☎025-226-2815（直通）

申請様式・要綱・要領のダウンロードなど詳細情報は、

新潟市ホームページ内で